

「横浜市通学区域特認校制度実施要綱の一部改正について」に関する  
意見公募結果について

横浜市通学区域特認校制度実施要綱の一部改正について、令和8年1月23日から同年2月24日まで意見公募を行いました。

このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表します。

1 実施概要

- (1) 意見公募の期間  
令和8年1月23日から同年2月24日
- (2) 意見の提出方法  
電子メール、郵送又はFAX
- (3) 意見公募の周知方法  
市ホームページへの掲載、教育委員会事務局学校経営支援課における閲覧・配布

2 実施結果

- (1) 意見総数  
18件（重複提出者含む）
- (2) 提出意見による修正の有無  
内容の修正はありません。  
今後も子どもたちや学校の状況、時代の流れを踏まえ、改正について引き続き検討してまいります。

3 いただいたご意見と本市の考え方

「就学条件を満たす者が募集定員を超えた場合の公開の抽選において、兄弟姉妹関係を考慮すること」の文言の削除について	
ご意見	本市の考え方
・現行要綱の継続を前提に入学していた	・特定の義務教育学校が、通学区域特認校になるかどうかは、当該義務教育学校の校長の意見を聴取した上で、教育長が行うことであり、毎年、当該義務教育学校の受入可能状況や意向を確認した上で判断しています。そのため、毎年必ず当該義務教育学校が特認校となるわけではありません。
・きょうだいも入学できると思っていた ・きょうだいで別の学校に通うと家庭への負担やリスクが大きい ・きょうだいと一緒に学校に通えた方が子どものメンタルが安定する	・制度運用をしていく中で、兄弟姉妹関係を考慮した結果、募集定員の枠がなく、申請すらできなかった市民がいるのが現状です。これを改善し、広く公平性を担保するための改正ですので、ご理解ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育学校で9年間兄弟姉妹が同一環境で学ぶことは教育的観点から合理性がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育学校の9年間の学びというのは子ども一人ひとりにとっての連続した学びを指すと考えています。また、横浜市では、義務教育学校のみならず、全ての中学校ブロックで小中一貫教育を実施しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に兄弟が通っている場合は経過措置や個別対応を求める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広く公平性を担保するための改正であり、経過措置は設けませんが、ご検討の結果、当該義務教育学校に通学することが難しいとお考えになる場合には、きょうだいでお住まいの学区の指定校に就学することもできますので、指定校にご相談ください。</li> </ul>
「児童生徒が自力通学をすること」の削除について	
ご意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自力通学の条件を緩和すると間口を広げることになる</li> <li>・保護者による自家用車送迎を認めるような書き方になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特認校制度は特色ある教育を実践する義務教育学校への就学機会の拡大を図ることを目的としています。</li> <li>・これまでと同様に、保護者による自家用車送迎は特段の事情がある場合を除き、認められませんが、あらゆる状況の子どもに同じように就学の機会が必要だと考えるため、現行の文言を削除します。</li> </ul>
全体に関して	
ご意見	本市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ児童数を増やしてほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集定員は、義務教育学校の校長の意見を聴取し、学校経営の方針や学校状況を踏まえて決定しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地区外就学との優先順位を整理し、既存の特認校制度の利用者を保護してほしい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定地区外就学制度と、通学区域特認校制度は別の制度ですので、いずれか一方を申請した場合、もう一方が申請できなくなるものではありません。</li> <li>・お子様の状況が、指定地区外就学制度の要件に当てはまる場合は、指定地区外就学を申請することができます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な周知期間を設けて欲しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間の周知期間を設け、改正要綱は令和9年4月就学から適用されます。なお、現在通学区域特認校制度を使用しているご家庭に対しては、本件意見公募手続について、「すぐーる」を通じて周知を行いました。</li> </ul>

今後とも横浜市政に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。